

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)	
地域名 (地域内農業集落名)	諫早湾干拓 (中央、小江)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月8日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・有明海沿岸平坦地域に広がる本地域は、昭和61年から実施された諫早湾干拓事業により新たに造成された農地で、平坦・大区画で用排水・農道が完備されている。
・平成20年度から666haの広大な農地で営農が開始され、大規模な環境保全型農業が展開されている。
・各担い手は、農用地の利用の効率化とコストの削減を図る。また、必要に応じて、本地域以外の農用地を機構から借り受け、農用地の有効利用を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域では、青果流通・食品加工業等から品質の揃った農産物が大量に安定して生産される産地として期待されているが、営農者の中には農業への新規参入者や土壌・気象条件等が異なる他地域からの規模拡大者もあり、収量・品質のばらつきが大きい。今後は諫早湾干拓環境保全型農業推進協議会等を中心に栽培技術の向上・底上げのための勉強会を充実させ、各自の経営の確立と産地としての確立を目指す。
・畜産経営においては自給飼料を効率的に生産でき、生産した堆肥の活用場として位置づけ、各自の畜産経営の安定に役立てる。
・今後も営農者同士で話し合い、状況に応じてプランの変更を行うこととする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	671.48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	624.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

平成諫早湾干拓土地改良区の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
連作障害を回避するため農地のローテーションを行っている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を利用できない長崎県農業振興公社の所有地である。
(3)基盤整備事業への取組方針
排水不良農地への暗きょう排水整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ほとんどの営農者は本市及び周辺市からの通勤農業であり、地域内に集落が存在しない特殊な地域である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・活用の有無について検討中。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

任意取組記載事項については、取り組む内容について検討中。